

太陽光発電設備（建築物に設置されるものを除く）

を設置される方へ

西宮市では、事業区域の面積が 300 m²以上の太陽光発電設備（建築物に設置されるものを除く） を設置する前に届出が必要です。

詳しくは、西宮市環境企画課 電話：0798-35-3397

市道の占用・改築・工事等をするとき・・・

土木管理課 電話：0798-35-3634

工事時に重機を使用するとき・・・

環境保全課 電話：0798-35-3809

重機を運搬するとき・・・

土木管理課 電話：0798-35-3639

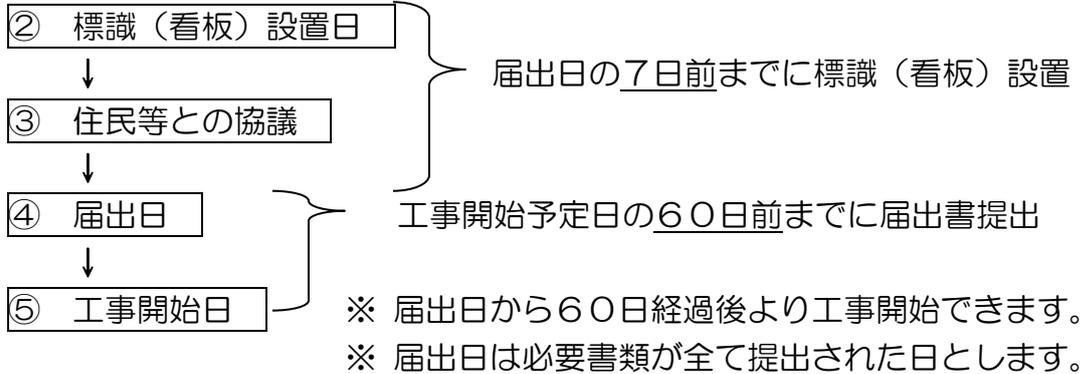
市街化調整区域・宅地造成工事規制区域・近郊緑地保全区域・

風致地区のいずれかに該当するとき・・・

開発審査課 電話：0798-35-3492

太陽光発電設備の設置届出の流れ

① 市と事前協議



住民等との協議

【 近隣住民の協議範囲 】

- 事業区域に近接する土地及びその土地に建築された建築物の所有者又は占有者。
- 事業区域又は事業区域に近接する土地が含まれる町又は字の住民が地縁に基づいて形成した団体の構成員。

【 注意 】

1. 分譲マンションについては、その管理組合代表者と協議し、各家庭にチラシでお知らせをする。個別で問合せきた住民も報告書に記入すること。
2. 賃貸マンションについては、その建物所有者（オーナー）と協議し、各賃借人にチラシでお知らせをする。個別で問合せきた住民も報告書に記入すること。

標識（看板）設置

【 届出日の7日前までに標識（看板）設置 】

様式第3号の3（第8条の4関係）

← 90センチメートル以上 →	
<h3>太陽光発電設備 設置・変更に係るお知らせ</h3> <p>次のとおり太陽光発電設備の設置・変更に係る情報についてお知らせします。詳細については、下記の設置者、管理者又は施工者までご連絡ください。</p>	
事業区域の所在地	
事業区域の面積等（※）	㎡（発電設備規模 kW）
設置者の住所・氏名（※） （連絡先）	（担当者） （電話）
管理者の住所・氏名（※） （連絡先）	（担当者） （電話）
施工者の住所・氏名 （連絡先）	（担当者） （電話）
施 工 期 間	年 月 日（着工予定）
	年 月 日（完了予定）
発 電 開 始 予 定 日 （届出事項変更予定日）	年 月 日
標 識 の 設 置 年 月 日	年 月 日

↑ 90センチメートル以上 ↓

（注意）

- 1 風雨等により、容易に破損し、又は倒壊しない材質及び構造により製作すること。
- 2 雨等により、文字が不鮮明にならないようにすること。
- 3 発電を開始するまでの間（快適な市民生活の確保に関する条例第21条の2第1項後段の規定により届出に係る事項を変更する場合にあっては、当該事項を変更するまでの間）、設置しておくこと。
- 4 「※」欄の項目に変更が生じた場合は、その変更内容を記載すること。

提出書類

【 工事開始予定日の60日前までに正・副各1通を提出 】

※添付図面は、JIS Z 8314 に規定された三角スケールで計測可能な尺度とし、見出しの尺度と図面の縮尺を一致させてください。

図書の種類	明示すべき事項等
太陽光発電設備設置 (変更)届出書	(様式第3号の2)
住民等協議報告書	(様式第3号の4)
委任状	代理人が届出をする場合のみ必要
位置図 (1/10,000 以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域等
区域図 (1/2,500 以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 土地の形状 (4) 府県界及び市町界 (5) 市町の区域内の町又は字の境界 (6) 事業区域及び事業区域に近接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称
求積図 (1/500 以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式 (3) 事業区域内に現存する森林等の面積及び保全する森林等の面積の求積に必要な寸法及び算式 (4) 太陽光発電設備の水平投影面積の求積に必要な寸法及び算式 (5) 湖沼、ため池等の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式
配置図 (1/1,000 以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 太陽光発電設備の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内の高低差 (6) 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 (7) 事業区域内の植栽計画 (8) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状

太陽光発電設備の構造図（1/50以上）	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法
設置した標識（看板）の写真	標識自体の写真及び標識周囲を含めた（設置された状態の）写真

※その他、市長が必要と認める書類を提出していただくことがあります。

工事開始日

- ・ 届出日から60日を経過した後でなければ、太陽光発電設備を設置工事することはできません。

手続きの詳細については「快適な市民生活の確保に関する条例」および「快適な市民生活の確保に関する条例施行規則」を必ずご確認ください。